平成 28 年 6 月

「日本糖尿病療養指導士認定試験」受験資格　事例解説④

医師の不在期間の前後合算について

一般社団法人　日本糖尿病療養指導士認定機構

日本糖尿病療養指導士認定試験の受験資格では、勤務期間（糖尿病療養指導業務従事期間）は「継続」が要件であり、中断がある場合は中断の前後を合算できませんが、「受験者を指導する医師の不在期間」（6 ヵ月以内に限る）については、例外的に中断前後の期間の合算が認められます。

「医師の不在期間」とは、以下の期間です。

受験者は糖尿病患者の療養指導業務に従事しているが…

- 受験者を指導する常勤の医師が日本糖尿病学会の会員でない期間
- 受験者を指導する非常勤の医師が日本糖尿病学会専門医でない期間
- 受験者を指導する日本糖尿病学会学会員医師が不在（異動、退職等）となり、後任の日本糖尿病学会会員医師が着任するまでの期間

※本文書の事例は「第 17 回認定試験」に限り有効とします。「第 18 回認定試験」以降は受験資格の運用が変更になる場合があります。

例 1　医師Ａと医師Ｂの指導を受けた期間の合算をしなくても受験資格を満たす場合

（医師ＡＢがともに日本糖尿病学会会員の常勤医師の場合）

医師Ａの指導を受けた期間	医師の不在期間	医師Ｂの指導を受けた期間
業務従事期間 （継続 2 年以上 ＆ 10 例以上）	（受験者自身が業務に従事していても） 業務従事期間に算入不可	業務従事期間 （継続 2 年以上 ＆ 10 例以上）

合算せず、医師Ａ・Ｂどちらか一方の指導を受けた期間のみ

※医師Ａの指導を受けた期間のみ、医師Ｂの指導を受けた期間のみで受験資格（継続 2 年以上かつ 10 例以上）を満たす場合は、医師Ａ、医師Ｂのどちらか一方の指導を受けた期間のみで「糖尿病療養指導業務に従事した期間」「糖尿病療養指導をおこなった時間」を計算してください。

※いずれかの期間のみで受験資格（継続 2 年以上かつ 10 例以上）を満たす必要があります。

例 2　医師Ａの退任後、医師Ｂの着任までの期間があいている場合

（医師Ａ・Ｂがともに日本糖尿病学会会員の常勤医師の場合）

医師Ａの指導を受けた期間	医師の不在期間 （医師Ａ退任、医師Ｂ未着任）	医師Ｂの指導を受けた期間
業務従事期間 （継続 2 年未満 or 10 例未満）	（受験者自身が業務に従事していても） 業務従事期間に算入不可	業務従事期間 （継続 2 年未満 or 10 例未満）

6 ヵ月以内なら合算できる
6 ヵ月超なら合算できない

※医師Ａの退任後、後任の医師Ｂの着任までの期間が 6 ヵ月以内の場合は、医師Ａと医師Ｂの指導を受けた期間を合算できます。6 ヵ月を超える場合は、医師Ａと医師Ｂの指導を受けた期間を**合算できません**。

※合算できない場合は、中断前後どちらか一方の期間のみで受験資格（継続 2 年以上かつ 10 例

以上）を満たす必要があります。

（次ページへ続く）

（前ページより続く）

例３ 医師の業務形態や学会員歴に変更がある場合

（学会未入会⇒学会に入会⇒専門医認定 ／ 常勤⇔非常勤）

医師Ａの指導を受けた期間		医師Ｂの指導を受けた期間	
学会員・常勤 または 専門医・常勤 or 非常勤	学会員（非専門医） かつ 非常勤	学会員（非専門医） かつ 非常勤	学会員・常勤 または 専門医・常勤 or 非常勤
業務従事期間	（受験者自身が医師Ａの指導を受けていても） 業務従事期間に算入不可	（受験者が医師Ｂの指導を受けていても） 業務従事期間に算入不可	業務従事期間

6ヵ月以内なら合算できる
6ヵ月超なら合算できない

※医師Ａが「常勤（学会員）」または「専門医で（常勤・非常勤）」の期間と後任の医師Ｂが「常勤（学会員）」または「専門医で（常勤・非常勤）」の期間の間が 6 ヵ月以内の場合は、医師Ａと医師Ｂの指導を受けた期間を合算できます。6 ヵ月を超える場合は、医師Ａと医師Ｂの指導を受けた期間を**合算できません**。

※合算できない場合は、中断前後どちらか一方の期間のみで受験資格（継続 2 年以上かつ 10 例以上）を満たす必要があります。

例４ 医師の中断前後に受験者自身の休職による業務中断期間★がある場合

★受験者自身の休職による業務中断は指定理由・指定期間内に限る。

医師Ａの指導を受けた期間	医師不在 Ｂ受験者業務従事	受験者休職	医師不在 Ｃ受験者業務従事	医師Ｄの指導を受けた期間
業務従事期間	（受験者自身が業務に従事していても）業務従事期間に算入不可 Ｃとの計 6 ヵ月以内	業務従事期間に算入不可 指定期間内★	（受験者自身が業務に従事していても）業務従事期間に算入不可 Ｂとの計 6 ヵ月以内	業務従事期間

合算できる

※医師の中断中に受験者自身の休職による業務中断期間がある場合、それぞれの理由による中断期間が指定期間内であれば、その前後を合算できます。

★受験者自身の休職における「指定理由・指定期間」とは、以下の理由・期間です。
- 産前・産後休暇：産前 8 週（多胎は 14 週）、産後 8 週まで。
- 育児休業：原則として子が 1 歳に達するまで。例外的に子が 1 歳 6 ヵ月まで。
- 病気休職、介護休職：各 6 ヵ月まで。

詳細は事例解説②③をご覧ください。

以上